

# 救助袋の点検

及び報告の実施に係る留意事項

老朽化した救助袋は……



経年劣化による収縮のため、  
降着面からの地上高が高くなる。

出口から転落するなど  
ケガをするおそれ

経年劣化により、  
本体布が強度不足になる。

使用中に袋本体が破損し  
ケガをするおそれ



**適切な維持管理・確実な点検報告を！！**

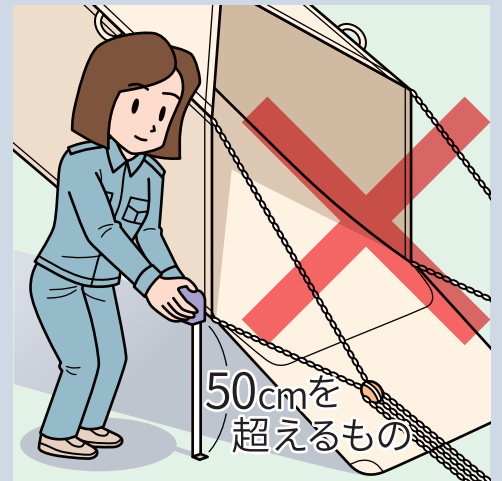
平成 28 年 3 月 31 日に、消防庁予防課長通知として「避難器具（救助袋）の点検及び報告の実施に係る留意事項について（通知）」（消防予第 99 号）が発出されました。

## 1. 降着面との間隔

点検時において、救助袋本体の下部出口と降着面との間隔が、無荷重の状態では**50cm以下**であることを**確認を徹底**して下さい。



垂直式救助袋の場合



斜降式救助袋の場合

## 2. 不備事項への対応

**告示基準前救助袋**は、点検で不備が確認された場合は使用し続けることができません。取替え等の必要な措置を講じて下さい。

※ 告示基準前救助袋とは「避難器具の基準を定める件の一部を改正する件」(昭和56年消防庁告示第8号)により救助袋の構造、材質及び強度に係る技術基準が策定されるより以前から設置されている救助袋をいいます。

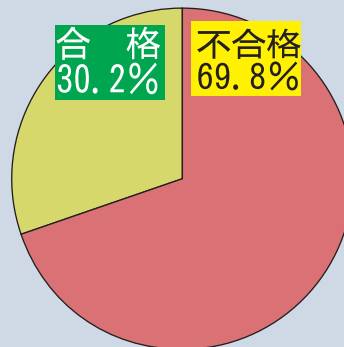
### 告示基準前救助袋には



**この認定証票が  
ついていません。**

### 告示基準前救助袋の強度は

告示基準前の救助袋について、現在の告示基準に適合した引張試験を行いました。



告示基準の引張強度  
1,000N未滿で破断したもの 69.8%

**告示基準前救助袋の約70%が  
十分な強度を有してないことが  
わかりました。**

## 3. 取替え

点検で不備が確認され、**経年劣化の進行により補修による対応ができない場合は救助袋の取替え**を行って下さい。

## 4. その他

学校施設、病院などでは他の用途と比較して告示基準前救助袋が設置されている割合が高いので、特に注意して下さい。

平成28年5月17日に、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長より、各都道府県教育委員会等に「学校施設における避難器具（救助袋）の点検及び報告の実施に係る留意事項について（周知）」が事務連絡として発出されました。

お問い合わせはお近くの防災設備業者または下記の救助袋メーカー、**一般社団法人全国避難設備工業会** 及び **一般財団法人日本消防設備安全センター**へ

### 救助袋メーカー（50音順）

石川商工株式会社 〒112-0001 東京都文京区白山4-25-6  
TEL 03-3811-9596 FAX 03-3812-5787

上田消防建設株式会社 〒534-0025 大阪府大阪市都島区片町2-7-28  
TEL 06-6352-0811 FAX 06-6352-6035

齋田産業株式会社 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-6  
TEL 03-3291-4141 FAX 03-3292-8588

株式会社タカオカ 〒552-0003 大阪府大阪市港区磯路3-11-24  
TEL 06-6574-3301 FAX 03-6571-1098

富士産業株式会社 〒578-0925 大阪府東大阪市稲葉2-1-10  
TEL 0729-66-3451 FAX 0729-66-3455

三津浜工業株式会社 〒144-0031 東京都大田区東蒲田2-19-12  
TEL 03-3733-7411 FAX 03-3734-3789

一般社団法人 全国避難設備工業会  
〒104-0045 東京都中央区築地3-12-2 築地高野ビル  
TEL 03-6264-1065 FAX 03-6264-1068  
mail info@zenkoku-hinan.or.jp  
Web https://www.zenkoku-hinan.or.jp

一般財団法人 日本消防設備安全センター 企画研究部  
〒105-0003 東京都港区西新橋3-7-1 ランディック第2新橋ビル3F  
TEL 03-5422-1492 FAX 03-5422-1584